

平成 23 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 バ ル ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 島 郁 夫
(コード番号 : 2738 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 社 長 室 長 佐 野 一 幸
T E L 0 3 - 6 4 1 9 - 3 1 1 1

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 12 月 21 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) 変更の理由②」において定義いたします。）の取得について付議することを決議し、併せて、本臨時株主総会と同日開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に、全部取得条項に係る定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その 1」）

(1) 変更の理由

平成 23 年 10 月 20 日付当社プレスリリース「株式会社 TM コーポレーションによる当社株券等に対する公開買付け結果に関するお知らせ」及び同日付当社プレスリリース「親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」においてご報告申し上げておりますとおり、当社の親会社である株式会社 TM コーポレーション（以下「TM コーポレーション」といいます。）は、平成 23 年 9 月 5 日から当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 23 年 10 月 19 日に終了しております。本公開買付けの結果、TM コーポレーションは、平成 23 年 10 月 28 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 139,381 株（議決権数：139,381 個、平成 23 年 7 月 31 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：約 88.49%）を保有するに至っております。

TM コーポレーションは、平成 23 年 9 月 2 日付 TM コーポレーションのプレスリリース「株式会社バルス株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、当社を取り巻く厳しい経営環境の下、当社の一般株主の皆様に対して事業再構築に係るリスクの負担が及ぶことを回避し、先行き不透明な経営環境を乗り越える競争力の強化及び中長期的な視点からの抜本的かつ機動的な経営戦略を実践するためには、マネジメント・バ

アウト（MBO）の手法により、当社の発行済株式（但し、当社の自己名義株式を除きます。）の全てを取得して当社を完全子会社化し、当社の普通株式を非公開化すること（以下「本非公開化」といいます。）が最も有効な手段であるという結論に至り、本公開買付けを実施したとのことです。

これに対して、当社としましても、平成23年9月2日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」にてお知らせ申し上げておりますとおり、TMコーポレーションから本非公開化の提案を受けた後、TMコーポレーションとの間で協議・検討を重ね、本非公開化に関するフィナンシャル・アドバイザーであるプライスウォーターハウスクーパース株式会社や、リーガル・アドバイザーである佐藤総合法律事務所から助言等を受けた上で、社外取締役及び社外監査役による意見を踏まえ、慎重に検討した結果、TMコーポレーションと同様に、本公開買付けを通じて当社の普通株式の非公開化を行うことにより更なる経営資源の選択と集中を図りながら、中長期的視点に立った従来の延長線上にない抜本的な構造改革を実施し、これまで以上に積極的かつ急速にグローバル化を推進していくことは、当社のインテリア・雑貨小売販売事業における競争優位を引き続き維持し、中長期的に安定的かつ持続的な当社の企業価値の向上に資するとの判断に至りました。また、公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社普通株式の売却機会を提供するものであり、妥当であると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、本非公開化に必要な以下の①から③の手続（以下、総称して「本非公開化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、下記（2）の定款変更案第5条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（かかる全部取得条項が付された後の普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、当社を除く全部取得条項付普通株式に係る株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を20,000分の1株の割合をもって交付いたします。なお、この際、TMコーポレーション以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。

なお、当社は、全部取得条項付普通株主の皆様に対してA種種類株式を割り当てた結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数

の A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、TM コーポレーションに当該 A 種種類株式を売却することを予定しております。

この場合の当該 A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、各全部取得条項付普通株主の皆様が従前保有していた当社普通株式の数に 100,000 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株あたりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が当該全部取得条項付普通株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

「定款一部変更の件その 1」は、本非公開化手続のうち、上記①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は、種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A 種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。「定款一部変更の件その 1」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件その 1」が原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、556,992 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、556,992 株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は <u>556,892 株</u>、第 5 条の 2 に定める内容の株式（以下「<u>A 種種類株式</u>」という。）の発行可能種類株式総数は <u>100 株</u>とする。</p> <p><u>(A 種種類株式)</u></p> <p>第 5 条の 2 当社の残余財産を分配するときは、<u>A 種種類株式</u>を有する株主（以下「<u>A 種株主</u>」という。）または <u>A 種</u></p>

	<p><u>類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
<p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (種類株主総会) <u>第15条の2 第11条、第12条、第14条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2 第13条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3 第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にそれぞれこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件その2」は、上記「1. (1) 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、本非公開化手続の②として、「定款一部変更の件その1」に係る変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めとして、下記(2)の追加変更案第5条の3を新設するものであります。「定款一部変更の件その2」が承認され、その定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、「定款一部変更の件その2」の承認後、株主総会の特別決議によって当社は全部取得

条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式を取得しますが（本非公開化手続の③）、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主の皆様へ交付する取得対価は、「定款一部変更の件その 1」に係る定款変更により設けられる A 種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式 1 株につき全部取得条項付普通株主の皆様へ交付する A 種種類株式の数は、TM コーポレーションを除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付する A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように、20,000 分の 1 株としております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであり、「定款一部変更の件その 1」に係る変更後の定款の一部を追加変更するものであります。なお、「定款一部変更の件その 2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件その 1」及び「定款一部変更の件その 2」がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件その 2」が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 24 年 1 月 20 日に、その効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

「定款一部変更の件その 1」に係る 変更後の定款	追加変更案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p style="text-align: center;"><u>(全部取得条項)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 条の 3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 20,000 分の 1 株の割合をもって交付する。</u></p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記「I. 1. (1) 変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、当社は、当社のインテリア・雑貨小売販売事業における競争優位を引き続き維持し、中長期的に安定的かつ持続的な当社の企業価値の向上のためには、マネジメント・バイアウト (MBO) の手法により、当社の普通株式を非公開化することが最も有効な手段であると判断しております。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、上記「I. 1. (1) 変更の理由」においてご説明申し上げました本非公開化手続の③として、会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件

その 1」及び「定款一部変更の件その 2」に係る変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、以下に定めるとおり、「定款一部変更の件その 1」に係る変更後の定款に設けられる A 種種類株式を交付するものであります。

当社は、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 20,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。前記のとおり、この際に TM コーポレーション以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付される A 種種類株式の数は、いずれも 1 株未満の端数となる予定です。

当社は、「全部取得条項付普通株式の取得の件」が承認された場合、全部取得条項付普通株主の皆様に対して A 種種類株式を割り当てた結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（但し、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で TM コーポレーションに当該 A 種種類株式を売却することを予定しております。

この場合の当該 A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、各全部取得条項付普通株主の皆様が従前保有していた当社普通株式の数に金 100,000 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株あたりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が当該全部取得条項付普通株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項
会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件その 1」及び「定款一部変更の件その 2」に係る変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記 (2) において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 20,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成 24 年 1 月 20 日といたします。

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件その 1」及び「定款一部変更の件その 2」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件その 2」が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件その 2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止の予定について

本臨時株主総会において「定款一部変更の件その 1」、「定款一部変更の件その 2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件その 2」が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 23 年 12 月 21 日から平成 24 年 1 月 16 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 1 月 17 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

III. 本非公開化手続の日程の概要（予定）

本非公開化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会に係る基準日設定公告	平成 23 年 10 月 25 日（火）
本臨時株主総会及び本種類株主総会に係る基準日	平成 23 年 11 月 9 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 23 年 11 月 16 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 23 年 12 月 21 日（水）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件その 1」）の効力発生日	平成 23 年 12 月 21 日（水）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 23 年 12 月 21 日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種類株式交付に係る基準日設定公告	平成 23 年 12 月 23 日（木）
当社普通株式の売買最終日	平成 24 年 1 月 16 日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成 24 年 1 月 17 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種類株式交付に係る基準日	平成 24 年 1 月 19 日（木）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件その 2」）の効力発生日	平成 24 年 1 月 20 日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種類株式交付の効力発生日	平成 24 年 1 月 20 日（金）

IV. 支配株主との取引等に関する事項

上記 II. に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、コーポレートガバナンス報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしております。本件取得を行うに際しても、以下の対応を行っております。

すなわち、当社は、本公開買付け及び本件取得からなる一連の取引の公正性を担保するための措置

及び利益相反を回避するための措置として、平成 23 年 9 月 2 日付当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の 2. (3)「買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置を講じております。

また、本件取得の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社の取締役のうち TM コーポレーションの代表取締役を兼務する高島郁夫氏及び TM コーポレーションの取締役を兼務する佐野一幸氏は、本件取得に関し当社と利益が相反するおそれがあることに鑑み、平成 23 年 11 月 16 日開催の当社の取締役会における本件取得の実施に関する議案の審議及び決議に参加していません。なお、当該取締役会における当該議案については、上記 2 名を除いた当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。また、当該取締役会における当該議案の審議については、当社の監査役全員が参加し、いずれの監査役も当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

さらに、当社の取締役会は、上記決議に先立ち、当社の支配株主との間に利害関係のない佐藤総合法律事務所に対し、当社の取締役会による本件取得の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を諮問しました。その結果、当社の取締役会は、平成 23 年 11 月 15 日付で佐藤総合法律事務所より、本件取得に際して TM コーポレーション以外の全部取得条項付普通株主の皆様には本公開買付けの公開買付価格と同等の金額（本件取得前に保有していた普通株式 1 株あたり 100,000 円）の交付が予定されていることなどを前提として、①本件取得の目的の合理性、②本件取得を実施することの必要性・妥当性、③本件取得の条件の公正性・妥当性、及び④本件取得の手続きの適正性の各観点から総合的に検討すると、当社の取締役会による本件取得の実施の決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる旨の意見を得ております。

以 上